

# フィンランドにおける農業革命 (1)

—Isojako—

塚 田 秀 雄\*

Agrarrevolution in Finland —“Isojako”—

Hideo TSUKADA

(1976年9月30日受理)

## 1. はじめに

スウェーデンで1775年に法制化された Storskifte は、当時その治下にあったフィンランドにも行われた。Isojako は Storskifte のフィン語訳であり、「大分割」を意味する。目的はそれまでの中世的耕地制度、村落機構、村落形態を近代的に改変し、新しい生産基盤を確立することであった。

本稿では、従来わが国においては殆んど知られていなかったスカンジナビアにおける農業革命の事例として、Isojako を紹介し、その意義を検討することにする。問題として、とりあげるのは、①ヨーロッパの農業中心における農業革命との対比、②農村の景観や機能の変化、③フィンランド国内にみられる対応の地域差が中心である。

地理学の立場からする Storskifte=Isojako の研究はスウェーデンに多い。南部スウェーデンわけても先進農業地域として、農業革命の中心の一つであった Skåne スコーネ地方を中心とする豊富な事例研究<sup>1)</sup>を基礎にして、Hannerberg, D.<sup>2)</sup> や Sporrang, U.<sup>3)</sup> が一般化を試みているが、この分野で最大の貢献をなしたのは Helmfrid, S.<sup>4)</sup> である。スウェーデンにおける Storskifte の地理学的研究は Skifte の際に残された豊富な地図を用いた、地割と村落形態の変化に重点を置いたものである。その立場は文化景観論にあるが、地方的な研究に終って、巨視的な立場にかけのきらいがある。Helmfrid も同じく文化景観の変化として一連の農業革命を論じているが、彼はその影響を①土地の再配分と②住居の再分布の二項目についてその程度によって地域的に分類し、更にそれらを組み合わせて、伝統的な農村・農業の変化を類型化して、イギリス、ドイツ、フランスなどの主要先進国とスウェーデンの場合を対比している。また、国内における農業革命の達成度を地図上に表現して、研究の視野を拡大している。しかし、彼が着眼した農業革命の地域的性格についての因果関係の究明までには至っていない。

当然、歴史学は Storskifte の背景と過程、村落共同体の変容を中心に据えて研究を進めており、本稿も Heckscher, E. F. や Ingers, E. の著作に依存するところが大きい。

これに対し、フィンランドでは、地理学の立場からする Isojako<sup>5)</sup>の研究は皆無といえる。農業史の立場から Jutikkala, E.<sup>6)</sup> が、土地制度史の立場から Haataja, K.<sup>7)</sup> が行った研究は高く評価されるものであるが、これらの研究の欠落部分は、まさに歴史地理学に

\* 地理学研究室

よって埋めらるべきものである。

本稿を記すに際しては、資料は十分とはいえないが、先に挙げた目的にそうべく、個々の地域の事例よりも、一般的な現象の抽出とその原因に重点をおいて考えてみたい。

## 2. Storskifte=Isojako の概観

既述の如く Isojako は「大分割」を意味するが、英語では、Agricultural Revolution, Land Division, Enclosure, Reallotment, Reallocation などの訳語が与えられており、独・仏語などについても同様である。すなわち、極めて多様な概念を有するということになるが、基本的には、18世紀半ばからスウェーデン領内に行われた①土地制度の改革と②その改革の結果としての地割を表すのが、Storskifte であり、フィン語では、これを Isojako と呼んだのである。上記の多くの概念はこの改革を包括的にとらえるか、そのある側面を中心に据えるかという研究者の立場の多様性を反映するものである。

スウェーデンで Storskifte 以前に支配的であったのは、南部のスコーネなどを中心とする Bolskifte と中東部の Östergötland エステルイェートランドや Mälardalen メーラル谷を中心とした Solskifte である<sup>8),9)</sup>。bol<sup>10)</sup> は本来、デンマークにおける古い税制上の標準課税単位で、bol と呼ばれる「完全農家」に村の耕地が等しい面積で配分された。実際には分割相続の進行などで、bol はそれぞれ分割されていたが、源の bol による耕地集団は識別されていたといわれる。これに対し、sol は太陽の意であり、集村をなす住居の配列が東西南北の方向に正確に合致した区画によっており、各屋敷の配列順序が、耕区 (gårde=lohko=furlong) における各戸の保有地条 (teg=sarka=strip) の順序に忠実に反映していた。独立農家はその課税評価値に対応する屋敷の間口と地条の幅を有した<sup>11),12)</sup>。

フィンランドの一部では Solskifte が行われ、直訳して、Aurinkojako と呼ばれていた。

以上はいわば中世的土地制度であり、Storskifte によって廃止さるべきものであった。Bolskifte をデンマーク的要素、Solskifte をスウェーデン的要素と考えることができ、両者の間には明かな差異があるが、当時のスウェーデンでは、フィンランドの Sarkajako も含めて、Solskifte と総称し、これを ancien régime と考えたのである。すなわち、地域による違いはあるものの Solskifte は確立した二圃式、三圃式農業の基盤になるものであった。特にノルド的な均分相続の伝統によって、スウェーデン・フィンランドの地条は著しく狭長なものとなり、担税能力に欠ける小農の増加を反映し、農業生産力は極度に低下していた。当然、村落共同体を媒介として、強力な耕地強制が支配的であった。スウェーデン王権の農業政策は Solskifte を廃することによって、農家の生産力を増し、荒蕪地への入植を促進して、税収を増大することに重点がおかれていた<sup>13)</sup>。

イングランドにおける第一次囲い込みについて、van Bath<sup>14)</sup> は四つのプロセスを指摘しているが、いわばそれらを総合した運動の法制的承認と促進としての議会囲い込みは18世紀前半に起っている<sup>15)</sup>。このイングランドにおける第二次農業革命に刺激されたと考えられるのが、当時、スウェーデン王立測量庁の長官であった Jacob Faggot である。彼は Svenska lantbrukets hinder och hjälp (スウェーデン農業の障害とその救済) および Om allmänna tillståndets sjukdom och bot (一般的状況の病弊とその治療について) を1746年と1755年にそれぞれ著わし、改革の必要を激しく主張した<sup>16)</sup>。特に、前者において、この国の民衆の貧困原因として、14項目を列記しているが、土地利用の因襲的なこと、税制の不合理的なことに併せて、第8項に tegskifte (地条制) の欠陥を挙げ、耕地の踏み荒し、悪意による標石の移動、耕地強制、農作方式の固定などを論じている<sup>17)</sup>。

その直前、1734年の法律が「正当な Solskifte は村民の一致した同意がなければ変更できない」と伝統的な土地制度の合法性を強化したばかりであるのに、Faggot の主張は「村内でただ一人でも Storskifte を希望する農民があれば、他の全ての農民が反対してもそれは行われるべし」とする極めて激越なものであった。

国会は1749年<sup>18)</sup>、新しい土地配分の必要を認めて、「分散の弊害が大きい時は、全村民の合意を条件に、一戸一筆となるように土地の再配分を行うことができる」としたが、これは現実には実行不可能である。Faggot の「個々の土地所有者は村の共有財産から、自分の持分に見合う土地を分離保有する権利を持つべし」とする主張に対し、1752年に、「誰かがその保有地を良好な状態に維持してしていることを示した上で希望するならば、その保有分を一筆として分割可能である」という決定を見たが、これは最良の土地所有者が一般に Storskifte に反対するために、むしろ逆効果であった。しかし、分合による損失に対する金銭補償という案を入れて、1757年、遂にやや効果的な Storskifte 法が成立する。その骨子は、「如何なる小農であれ、Storskifte を要求すれば、全村民の費用負担によってこれを行う。新しい課税と測量が行われる地域では、並行して、Storskifte を行わねばならず、各所有者の保有地は4筆を超えない」という点にあった。

以上が Faggot の主張の概略と Storskifte 法制定に至る経緯であるが、国会での討議では、その必要性は承認しても、実際の方法としては、開放耕地制の即時廃止は困難とする傾向が強く、Faggot の観念的な主張は常に困難を伴ったのである。

Faggot の主張は耕地に関する分合の必要性についてであり、van Bath のいう「開放耕地に分散しているいくつかの地片を結合して、一つの耕作地にし、これを垣根で囲む<sup>19)</sup>」過程であり、耕地から牧地への切替え、小農民の追放、共有地の分割廃止には言及していない。その点で、イギリスにおける農業革命の経過に較べて一面的的印象を受けるが、共有林の分割は不即不離の関係で進行するのであり、小農民の締め出しは、Faggot の Storskifte を政府による public service<sup>20)</sup> であるとの考えには直結しないが、後に深刻な問題となる。

ドイツにおける Verkopperung や Vereinödung などの土地統合<sup>21)</sup>やフランスにおける parcs<sup>22)</sup> の成立などは古くから行われた農民の自発的運動であり、その法制化もドイツでは全般にスウェーデンより遅く、フランスの場合はむしろ否定的であったことを考えると、この国における農業革命の官制的な性格が明かになる。そこに見られるのは、Faggot の如き啓蒙的な先覚者の存在と未だ農業革命へのエネルギーを自醸できず、保守的な村落共同体の規制に従順な農民社会という、まさに、周辺文化領域の後進性のあらわれである。

しかし、地域的特質に基く共有林の占有と解体は既に進行していたのであり、Faggot の運動により、比較的短期間に関係法が成立したことは、それが底流に対するきっかけであったことを示しており、その思想自体が現実になじまないことを意味するものではない。

### 3. フィンランドにおける Isojako の諸条件

1757年以後、スウェーデンにおける Storskifte は緩慢な進行を示し、Skåne スコーネ、Mälardalen メーラル谷、Östergötland エステルイエートランドなどの農業先進地域から次第に周辺に広がった。1770年以降は特に活況になっている。しかし、その内容は必ずしも Faggot の意図したものに即応したとはいえず、例えば、4筆以内と規定された一農家の保有地が Storskifte 後も20筆を数える<sup>23)</sup>などの例もあった。また集村の散村化そのものを規定していたわけでもないので、農村の景観に大きな変化はみられず、権力側の意図

した強力な村落共同体の解体<sup>24)</sup>も直ちには進行しなかった。

フィンランドでは1757年に Pohjanmaa ポヒヤンマーの一部で、次いで1762年に, Åland オーランド (フィン語では Ahvenanmaa) で先駆的な Storskifte=Isojako が始まった。

しかし、これに先立って、フィンランドでは、共有林の分割が17世紀以来論議され、その私的占有は認められつつあった<sup>25)</sup>。北方戦争による荒廃からの復興は農業生産の回復と共に、フィンランドの地方的問題としては林業生産の増大を必要としていた。当時の林業としてはタール生産<sup>26)</sup>がもっとも重要であったが、同時に、西部でもなお盛んであった焼畑経営とも関連している。17世紀半ばからの共有林分割の論議の中心はその分割により、濫伐を防止し、林地管理を改善して、林地の生産性を向上することにあり、1731年に、共有林を分割して囲い込めんとする者があれば、他の共有権者もその費用を負担しなければならぬことが定められて<sup>27)</sup>、農地の Isojako 前夜の状況が醸成されていた。

イングランドをはじめとする西ヨーロッパ諸国で共有放牧地の囲い込みが進行し、農地の放牧地化という形で開放耕地制の破壊が行われたのは牧羊業の耕地農業に対する優位という経済状況が地域的にも拡大していったためと考えられ<sup>28)</sup>、スウェーデンのスコネ周辺でも Storskifte 以後の家畜飼育増大が認められるが、フィンランドでは、同じことが、逆に穀物需要の増大という形で現われて、農業生産の合理化、作付方式の改変が要請される環境となる。すなわち西欧農業中心における耕種から牧羊への変化がフランスやドイツに拡大するに及んで、スウェーデン、フィンランドでも自給的な二圃式、三圃式農業からより穀物生産に重心を置いた農業へという変化が生じたのであり、フィンランド農業の西欧経済圏の外周部分への編入が認められる。Isojako はこの必要への農政上の、すなわち王権側の対応であり、フィンランド農民がパンの自給能力を有するか否かということよりも、国家財政の必要上行われたというべきである。

西欧諸国では共有牧草地の分割が進む一方で、共有林地が残存したのに対し、フィンランドで、共有林の囲い込みが先行したのは、林業の合理化、企業化という問題以上に、この地域で、共有林が重要な林間放牧地として利用されてきたうえ、特に上層農の耕地における穀物生産指向が家畜生産を圧迫したために林地の草地としての利用、管理の合理化の進展と関わりがあり、更に、過分割による矮小化に悩む農民の共有林における開墾、占有の慣行権の制度的確認という意味がある<sup>29)</sup>。林業、牧畜、耕種のいずれもが、それまでの共有林の集約的利用を必要としたわけで、共有農地、共有林野の利用権を強力な共同体的規制を前提として認められてきた農民の私権拡大の要求と西欧経済圏への参入という内外の情勢が地方の針葉樹林を舞台に反応を起したものと考えられる。

以上により、農民的対応としての共有林分割と王権的対応としての耕地の分合という二面性を有するフィンランドの農業革命の性格が認められるが、Isojako は前者を基礎として、その路線が敷かれたものである。

1762年のオーランドにおける Storskifte に先立って、1749年にポヒヤンマーで、新しい課税方式の適用が緒についた。いわば検地をやりなおして、保有農地の現実に適合した課税を行うわけであるが、その中心は新しい土地等級区分の設定であり、それに基づく各農家の保有農地の評価値の決定である<sup>30)</sup>。これは、各 sarka (strip) の正確な質と量の把握に基づくものであり、正確な地積の測量が行われることになった。伝統的な Aurinkojako (地条を重視すれば Sarkajako と呼ぶ。スウェーデン語では, Tegskifte) の場合は、tanko (竿) により分割したから、厳密な測量は不必要であった。その意味では、測量技術の発

達と測地官制度の整備が Isojako の条件となっていた。すなわち、ポヒャンマーの一部、Nykarleby ニーカッレビーと Närpes ナルペスでこの課税方式の変更に伴う地片測量を利用して耕地の交換分合が行われている<sup>31)</sup>。

1751年～52年の国会で、「Storskifte はその土地の状況がそれを可能とする場合に行う」とした柔軟な態度は、1757年の全国を対象とする Storskifte 法にフィンランドをも含めて、「あらゆる場所で速やかに Storskifte を始めること」、「Storskifte についての意見の相違について話し合うこと」、「話し合いで実行できなかった場合、どのように解決したか国会に報告すること」と定めていてもなお維持されており、フィンランドでの Isojako の開始が決められたのは、現実には、1766年であった。その時も、ポヒャンマー県、Turku トゥルク県、Pori ポリ県、Uusimaa ウーシマー県、Häme ハメ県を対象とした。これらはいずれも南、西部沿岸の農業中心地帯である。1775年には、内陸部、東部の Savo サボ地方、Karjala カリヤラ地方が Isojako 実施の指定地となった<sup>32)</sup>。

このように Isojako の実施が遅れたのは、個人の希望でも村全体の費用で実施するとした規定があったとしても、一般農民には、事の新鮮さ、知識不足、さらには、損失、費用、便益のいずれにも不安が残り、合意が困難であったこと、また王権側が説得するにしても、各地域の事情が異なり、統一的、一般的な法を背景にしては困難であったことによる。そこで、1762年8月の条例では、「フィンランドにおいて、各地方へ経済計画のための特別の（説得）代表団を派遣する場合、そこでの Isojako は特別法の対象とする」<sup>33)</sup>ことが定められ、各州ごとの、更には、各 Maakunta（県に相当する地方行政機関）毎の条例が有効とされた。1762、66、75年に逐次、各県の法が制定されたのはこの様な事情によるがこの過程は、一般原則と特殊規定が矛盾、混乱する結果となったので、法令の改善と分散した諸規定の統合を目的として、1775年、フィンランドを対象とする一般的な Isojako 規定が実施され、以後1809年のロシア領編入以後も、1848年<sup>34)</sup>に至るまで、基本法となった。この間、スウェーデン本国では、1783年に Storskifte 法の改正が行われているが、フィンランドはその適用を除外されている。1783年以後、スウェーデン本国では、Enskifte が行われ、一戸一筆の計画へと進むのである。

#### 4. Isojako の実施

Isojako を行う最小単位は kylä 村であった。フィンランドにおける村の概念は必ずしも一様でないが、日本におけるよりも一般に小さい。イングランドにおける hamlet 程度の小集団も kylä と称されたが、街村、塊村などの形態をとる集村も kylä と呼ばれた。一群の家屋と耕地があり、Sarkajako による耕作が行われ、その外縁に共有の放牧地、林地を有するのが一般的であった。従って、古い Sarkajako の分割範囲であると同時に土地共有権の主体であり、連帯責任による納税義務者である。ある農家集団の組織が効力を有する範囲であり、隣村とあるいは無主地との間には、古く形成された周境があったから、その範囲内の家と土地が村であった<sup>35)</sup>。

Isojako の前段階においては、既述の如く、単一の農家のみの他の村内農家からの離脱が認められていたが、Isojako は全村同時に行う建前であったから、jako 実施の範囲は通常は kylä の範囲と一致した。しかし過去の分村などを理由に、複数の村が共通の周柵内で土地を共有する場合、それらの村は lohkokunta（語意は耕区共同体に近い）を形成していたが、それぞれの veroluku 納税単位量によって、土地評価値を比例配分し、各村を単位に jako を行った。また一つの村をいくつかに分割した上で jako を行う場合も認め

られる。従って jako の実施単位は jakokunta (土地整理組合に相当する) と呼ばれたが、その内容は、①元来一村であったもの、②二村以上が耕区共同体を形成していたのを分割して、一村単位に行うもの、および③一村を分割して複数の分合組織を成すものとする分類が可能である。

これは共同体のあり方、土地所有状況、土地等級などが地域によって多種多様で、統一的な原則では分合、分割の着手すらおぼつかないことを示す。例えば、ポヒャンマーでは教区内に特定の村落集団がなく、全教区が一つの耕区共同体をなすという例が1775年の改正 Isojako (Storskifte) 法で言及されている<sup>37)</sup>。実際には機能すること不可能であるにしろ、カリヤラでは、耕区共同体が面積37平方キロ、農家数1764戸とされている場合がある。耕区共同体は周境によって他に接し、その境域内には土地所有に関して有意の境界をもたないという考えを、村落間あるいは村落の集合体間に境界設定のない未利用ないし無主の土地を残していた地域に適用しようとした場合、最小の境界たる教区界をもって耕区共同体の境界とせざるを得なかったと推定される。後に述べるカリヤラの地域的特質からみて、上記の1764戸の場合などは、むしろ全く未組織の、Isojako の必要のない孤立的な農家の便宜的集合であったと考えられる。ポヒャンマーの場合、Sarkajako を伴う集村が一般的であり、そこで全教区が一耕区共同体として報告されたのは、各村または村の集合体それぞれの土地利用が未だ接触しない広大な地域であったために、それらの間に標柱、標石の伴わない慣習的な、いわゆる Sovintoraja (語義は協定境界) の帯が承認されていたにすぎないと考えられる。このような場合、村すなわち jakokunta の基礎集団は存在するから、Isojako に際しては、まず境界の確定が必要であったが、それまで潜在的であった利害の対立が一挙に顕在化するわけであり、多発した界論が Isojako の出発点での困難を招いたと考えられる。

1757年の法制定と時を同じくして始められたポヒャンマーの Laihia ライヒア<sup>38)</sup>における先駆的な Isojako に際し、土地測量官は住居を与えられず、住民は彼に対し如何なる援助も与えることを禁じられ、教会の責任者は「Isojako は不要であり道徳的に危険である」と説いてその職を追われている。この抵抗の強さは例外的であるにしろ、農民自体が少くともその初期においては極めて消極的であった。スウェーデンにおいても、農民の1/3は全く Storskifte の要請に従わなかったといわれる<sup>39)</sup>。

農民が共有林の分割に積極的であったのは、そこに開墾した土地が私有権を認められるからであるが、開放耕地制の破壊については多くの不安を抱いていたと考えられる。まず、先に触れた土地等級評価は慣習法によって、例えばもし割当てられた地条が linnunpolu 鳥の通路に当たっておれば、その地条には一步幅の割増を得ていた如く<sup>40)</sup>、漠然とした形では認識されていたが、一般農民にはなじまないものであり、同額の課税単位を負う農民が肥沃地には少なく、瘦薄地には時に5割増の土地を割当てられたり、村の中心からの距離によっても同様の扱いがなされることは理解を超えていた。それにもまして、住居の移転費を含む莫大な工事費の負担と新配分地に個別に柵を建設する費用<sup>41)</sup>が農民をして Isojako に消極的ならしめたことは疑いを入れない。一方、長期にわたる工事期間中に農地が荒廃することの恐れがあった。所有権が長期間、不安定になる間、事業完成と同時に他の所有に帰するやも知れぬ農地に施肥する農民はなく、全ての人間が森の木を伐っていたといわれる。

比較的まとまった農耕適地に集村を営んできたポヒャンマーなどの農民にとって、村を離れて孤立することは精神的に耐え難いことであったし、それまで talko (フィンランド

に強かった近隣の労働交換組織・結に相当する)に依存する度合の大きかった農場経営にも不安を抱いたであろう。

抵抗の重要な要素は小作人層であったと考えられる。スウェーデンでは分割に際し、小作人や職人などに *tomte* 屋敷を割り当てた例が知られるが、多様な存在形態を示し、当時既に重要な問題となっていた無高の農民が、とりわけ税制の変更に伴う *Isojako* によって、住居を奪われ、慣行的な耕作権を失うことを恐れて、これに抵抗した<sup>42)</sup>ことは想像に難くない。

### 5. *Isojako* の集落に対する影響

*Isojako*=*Storskifte* の具体的目標は多面的であるが、①時に一戸の農家の保有地条数が100筆を越えて錯綜するのを少数筆のより大きい地片 *lohko* (この場合、耕区と考えるのは正しくない)に統合すること、②共有林を分割すると同時に国有林地を拡大画定すること、および、③従来の集村内の農家を各割当農地に移転せしめて散村化し、経営の合理化を計ると共に、共同体を解体することにあつた。

②については耕地の再編とは別に円滑に進んだことは既に触れた如く農民の側の希望と合致していたことから当然である<sup>43)</sup>。ただし、各 *Jakokunta* 毎の分合計画成立以前から、各農民の労働はもっぱら共有林内の可耕地の先取新墾に向けられ、既得権による分割時の私有権確立が試みられた。甚しい一時的濫伐と既存の開放耕地の管理不足を招き、村全体が混乱に陥ったことは明かである。

集落密度の稀薄な地域では各村域の画定作業終了後になお広大な荒蕪地が境域外に残され、国有地となった。政府は直接的な税増収をそこに求めたわけではなく、伝統的な開拓植民政策の中で、共有林に対する利用権を持たない無高の農業労働者層に対する入植地の給付が大きな目的になっている。本来の居住地から流亡した旧農民を、国有地を与えることによって再び担税能力のある農民に育成、組織化する手段であった。*Isojako* の阻害要因となっていた無産農民を收容し、土地整理の進展を促進する効果を有したと同時に村落内部の構造変化に寄与したと考えられる。

③に関しては、少くとも景観的には大きな変化をもたらしていない。しかし共同体のあり方については基本的な変化の出発点となったと考えられる。すなわち、②についてみた共有林分割前夜の占有地獲得競争は明らかにそれまでの穏やかな自墾地囲い込みの動きとは異質であり<sup>44)</sup>、互いに認め合い、援助し合いながらの開墾は、一転して、排他的・競争的な性格をもつ。これは、単に、重大な転換期に遭遇した農民が、利慾にとらわれたといった面よりも、既に農民がそれまでの共同体秩序に不安を感じ取っていたこと、あるいは、共同体がその箍を緩めて、規制力を喪失しつつあったことを示すものである。

単独で耕地分合を要求し集村から離脱する者があつたが、その場合、他の村民との間に連帯の亀裂が生じることは避け難い。特に、分離移転の費用が全村民の負担とされたからなおさらである。

もっとも基本的な点は *Jako* 前後の配分地の土地条件の差である。計測は土地測量官が行い、施行は知事の権限であつたが、土地等級区分に基く、評価の決定は村民になじみがなく、一般に、*Jako* 前の課税単位量が比例配分の基準となつたために、前後の評価値の整合関係が一般農民には理解し難いものであつたと考えられる。これに基く不安は計算基礎が各 *Jakokunta* 毎の裁量にまかされていたために、従前の課税単位量を重視するか、占有自墾地は *Jako* の対象からはずして計算するかという問題が生じて増幅された<sup>45)</sup>。上

記については、上層農と下層農の利害の対立となるが、多くの場合、妥協的な解決を見たとしても、村落共同体の連帯の基盤が崩れ始めたことは明かである。

しかし、実際には、集合居住形態は一部の例外を除けば、ほとんど変更を受けていない。法の精神とは別に、法の規定がそれを要求しなかったことも理由であるが、その前提となる①が不徹底であったことが重要である。後述する①の規定が緩やかであったことは、既にその段階で集村の散村化を半ば放棄したことを意味する。更に第三の要素として、家屋の移転、新改築が必要とする莫大な経費と労働の問題があったと考えられる。

以上により、③に関しては、一部の例外を除いて、集合居住は維持されたこと、それにもかかわらず、村民の連帯意識は弱くなり、共同体の精神的基盤が揺らいだことを明かにしたが、現実の農場経営においては依然として協業関係や耕地強制は残存し、従来の耕作方式も多く地域で存続したが、これは農地の統合が貫徹されなかったためである<sup>46)</sup>。

図1はライヒアにおける Isojako 前後を示しており、先駆的なこの地域で耕地の統合と散村化が行われたことは明かであるが、これに続いた各地の状況ははるかに退化しており、ライヒア周辺の場合を例外化している。

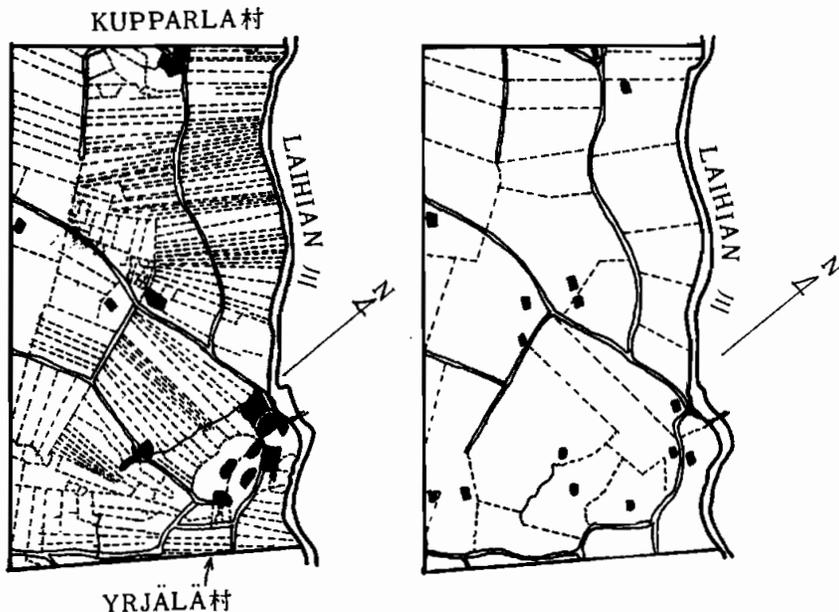


図1 ライヒアのクッパルラ村とユリャラ村の Isojako 施行前後の地割と農家分布 (J. Harvion 原図)

①の耕地整理という目標について、ギュスタフ三世 Gustav III による1775年のフィンランドに関する一般的な Isojako 法は、lohko (ここでの語意は地片と考えるのがよい) の数に関して厳密な規定を含んでおり、分合後は、耕地4筆、採草地4筆、林地2筆を上限としている。土地の条件が劣悪であることを条件にしてもなお、一筆にまとまった耕地を希望する農民の意志は権利として尊重されてはいるものの、これは Storskifte の理想からは程遠い。耕地、採草地、林地の三部門<sup>47)</sup>にわけて行われる点は不可避免的であったとしても、各農家はその他にも、屋敷地や麻類、カブラ類の栽培のための小耕地を得ることになる。採草地は更に kotimaaniitty と takamaaniitty という住居からの距離の大小による

分類を当初から有していた。更に分割が全ての地目について同時に行われなかったことは、例えば、残されていた水辺の土地などが分割されることによって、更に農家の保有地片数を増すことになった。

この土地統合の不徹底は、耕区という思想がなお支配であったことが重要な理由であると考えられる。耕区の原理は質的平等であり、農民は高の差による量的な差はあれ、それぞれ土質が違い適作物の異なる数多くの耕区に常に一定の配分比率によって土地を保有することに慣れてきた。しかし分合をすすめるためには土地等級区分を行って、これを各耕区の面積に乗じた値の総和として、村全体の土地評価値を定めることになり<sup>47)</sup>、それを持高に従って配分する Isojako の原理は分合前後における生産力の均衡である。jako と同時に農法の革新的な変化が準備されたものとしてあるならば農民は比較的容易にそれに従ったであろうが、現実の農民が知っているのは、伝統的な二圃式あるいは三圃式の農法であった。実際に彼らは jako 後もそれを維持しようとし、また維持したのであるから、結果は明らかである。

すなわち、二圃式農業の地域では、二または四の、三圃式の地域では、三の共同耕地柵が維持され、その内部では以前と同様に耕地強制が忠実に履行されたといわれる<sup>48)</sup>。従ってそこで行われたのは、必要以上に区分されてきたいくつかの耕区と地条の統合であったと考えられ、開放耕地制の廃止に至るものではなかった。個別の耕地柵を置くほどには統合が進まない以上、耕地強制が残存したのは当然である。

しかし、ライヒアにみる如き例外が極く少数であったわけではない。困難は主として、大村でみられたのであり、ポヒャンマーの南西部などの一部、小村地域では、小地片は大巾に減少し、時には、一筆計画も実施されている<sup>49)</sup>。例えば Kaarina カーリナ教区では、わずかな農家が二筆以上を配分されたにすぎない。東部 Häme ハメの Orimattila オリマッタラでは、Isojako 後の村別の農家の平均耕地筆数は2.0から8.3であるが、6ヶ村で全農家が独立の柵を有し、他の6ヶ村では個別柵と共同柵が共存したのに対し、残りの8ヶ村では、共同柵のみで農地の錯綜状態は殆んど改善されていなかったことが知られる<sup>50)</sup>。

一般に整理統合後の耕地片の形も、理想とされた正方形からは遙かに遠く、長方形をとることも殆んどなかった。Sarka (地条) よりもやや大きいという耕区 (lohko=gärde) の小規模な統合による地条の合併に終わったことを示す例が多いといわれる。

以上により、村落レベルでの Isojako の結果は、極めて不徹底で、農村の景観や共同体のあり方を全体として変えるものは少なかったことがいえる。しかし、特に、従前、確立していなかった土地の私有権が確認されたことをはじめ、将来への変化の基礎が形成されていったことは明かであり、その意味で Isojako のもつ意義は大きい。

## 6. Isojako の地域的展開

表1は各県別の Isojako の達成量・率を示している。1848年は Uusjako 新分割の実施された年であり、Isojako 終了の年と考えてよい。この数値は地域中の地目に関わりなく、jako の実施された面積を表わしており、森林なども含んでいる。

ウーシマー県はヘルシンキを中心とした海岸平野部、トゥルク・ポリ県は南西部のバルシナイヌ・スオミ (Varsinais-Suomi) 地方の農業中心地域、ハメ県はハメーンリンナ Hämeenlinna、タムペレ Tampere などを含む湖水地方西南部、ビーブリ県は東部のカリャラ地方で東端部で国境の移動が繰り返されている。ミッケリ Mikkeli 県とクオピオ Kuopio 県はそれぞれの都市を中心とするサボ Savo 地方の南部と北部でいわゆる湖水

表1 Isojako の進展

年代 施行面積・ 構成比 県	1757~1808		1809~1825		1826~1848		参考 1835年の収穫	
	ha	%	ha	%	ha	%	ty = barrel	%
Uusimaa	464,477	9.4	45,551	2.8	99,761	1.8	175,389	10.9
Turku & Pori	1,097,495	22.3	266,979	16.6	166,037	3.0	268,575	16.7
Häme	649,392	13.2	155,346	9.6	225,465	4.1	151,759	9.4
Viipuri	—	—	—	—	1,283,683	23.4	328,344	20.4
Mikkeli	162,084	3.3	155,027	9.6	749,487	13.6	134,695	8.4
Kuopio	1,048,124	21.3	222,696	13.8	1,055,746	19.2	210,913	13.1
Vaasa	1,087,632	22.1	449,730	27.9	842,251	15.3	251,311	15.6
Oulu	115,783	2.4	327,570	20.3	1,074,200	19.5	91,725	5.7
計	4,924,987	100	1,612,899	100	5,496,630	100	1,610,708	100

注: Isojako の達成量は maatalus hallitus (農地局) 資料。  
1835年の収穫は V. Voonmaa による。

地方の心臓部、ヴァーサ県は Etelä-Pohjanmaa に当たりボヒャンマーの南部、Oulu 県は Pohjois-Pohjanmaa で同じく北部に相当する。

表によって、Isojako の進展状況に地域的な遅速があったことが明かである。南部沿岸地帯に当る Uusimaa, Turku & Pori およびその内陸側に接する Häme の各県は先行型であって、前半期に集中する。これに対し、後発型は東部辺境の Viipuri 県で、北部辺境に位置する Oulu 県や湖水地方南部の Mikkeli 県もこれに近い。西部海岸沿いの Vaasa 県と内陸湖水地域北部の Kuopio 県は持続型というべきである。

この西から東へ、南から北へという移行性はフィンランド農業<sup>51), 52)</sup>の全ての局面に共通するものであり、他の諸問題との関連が論じられなければならない。

共有林の開墾囲い込みに継起するその分割は法律的な Isojako に先行してボヒャンマー南部すなわち Vaasa 県に多かった事を既に述べたが、1757年のライヒア以後、1766年の法律は南西部諸県をその対象にしている。この法律は Jako に関する争論の裁定権を農民が選ぶ地方経済委員会に与えており、当初、三つの地方経済委員会が管轄した範囲は① Turku & Pori ② Uusimaa と Häme ③ Pohjanmaa であった<sup>53)</sup>。

1772年には、東部諸州の一部で Isojako が開始され、1775年の法律では、全 Savo と Karjala にも行う事が定められている。1772年からの東部の Isojako は荒蕪地の分割を意味しており、主として、各教区間の林間境界を画定し、なお隣村の境界内に残った飛地と相互に交換するという性格をもっており<sup>54)</sup>、農民相互間の耕地の交換分合という性格に欠けている。大村の多かった Pohjanmaa でも教区間の境界画定や lohkokunta, jakokunta の設定そのものが重大問題であったことは既に触れたが、そこでは、地条耕地の整理、開放耕地制の廃止が少くとも建前という点では中心に据えられていた点で、東部諸県と性格を異にする。

1783年に Savo 北部の Kuopio 県の計測が完了し、王は書簡を発して、Kuopio 県の Isojako を実施することを命じたが、当時 Karjala の計測が未完であったために、全地域の計測完了時に jako を実施するという規定を根拠として、1783年段階では Savo においても実施されなかった<sup>55)</sup>。

1809年以降はフィンランドはスウェーデンから分離し、ロシア皇帝の支配下に入るが、南部 Savo や Karjala などの東部地方、Pohjois-Pohjanmaa などの北部を主対象に

Isojako の事業は旧時代と同様の体制でひきつがれる。しかしこれらの地域での Isojako は不徹底で Karjala や Lappi などには如何なる形の土地改革も実施されない地域がわずかながら残存する<sup>56)</sup>。

以上に概観した Isojako の地域的展開は、フィンランド農業の如何なる要因に対応するのであろうか。

フィンランド湾とボツニア湾沿岸の若い隆起海岸平野はスウェーデン人が多く入植開墾した地域であり、特に Uusimaa と Etelä-Pohjanmaa は言語的にもスウェーデン語の中心である<sup>57)</sup>。スウェーデンでは、Österbotten エステルボッテン (Pohjanmaa のこと) およびフィンランドという表現がみられたほど、Etelä-Pohjanmaa はもっともスウェーデン的な地域となっている。その周辺はフィン語地域でも強くスウェーデン文化・社会の影響を受けるのに対し、東部の Karjala はもっともスオミ Suomi (フィンランド) 的要素を強く残している。

スウェーデン的要素とは<sup>58), 59)</sup>、ここでは、大規模な荘園、二、三圃式農業、強い村落共同体、土地の共有制度などであり、これに対するスオミ的要素とは、農業依存度の低い小規模農家、焼畑経営、孤立的で移動性の強い小集団、土地所有権の未発達などである。これらにかかわる土地条件は西南部海岸平野で連続的可耕地が広がるのに対し、内陸部、東部では、湖沼、湿地などによって分断され、丘陵地上に散在する小可耕地群である。気候的には、内陸部では二、三圃式農業は低温のために困難となる。農業開発の歴史は西部に古く、東部に新しいといわれ、林地率は東部において遙かに高い。

カルタノ Kartano と呼ばれた王、貴族所有の荘園においては、小作人の意志にまづまでもなく、領主の主導で耕地整理が可能であったし、一般に、荘園内には数ヶ所の小村を有し、Jakokunta 形成も容易であった。これらの荘園が先進的な jako を率先して行い、周囲の独立農の村落に影響したと考えられる。

耕地集団は西部において大きく、村落共同体も同様である。そこでは、気候条件、スウェーデンとの歴史的関係から、二、三圃式農業が展開しており、そのための耕地強制は、ある程度以上の村落共同体が必要とするものであった。森林開発が進展すると共に、新しい開墾の可能性は減少し、農家の人口増加は過度の分筆を招いて、錯綜した地条とその分散所有がスウェーデン本土やデンマークなどと同じ状態になっていた。これに対し、東部内陸部では、19世紀終りまで焼畑経営が主であった<sup>60)</sup>。Pohjanmaa でも Isojako 当時、焼畑は残存したが、その分布は偏っていて、少数である。焼畑では回帰的な場合と普通畑開墾のための一時的焼畑に大きく分けられるが、Karjala などでは前者が卓越していた<sup>61)</sup>。そこには、慣習的な土地利用権がある地域的広がりの中で成立していたが、極めて不安定であった。同時に、やや定着のすすんだ Savo などでは農家は森林、湿地に隔てられて互いに孤立し、たとえ三圃式の経営が行われたとしてもそれは lohko 耕区割を有するのみで、地条による細分を必要とはしない。広大な森林を残していたから、農民は常に焼畑適地を見出すことが可能で、人口圧の増大は微弱である。要するに、そこでは農家間に耕地の錯綜状態は存在せず、耕地整理の必要はなく、ただ、次第に滲透するスウェーデンの社会制度、なかでも土地所有に基く課税という原理が、私有権の確立を必要としていたのである。

従って、18世紀末のフィンランドを西部の定着農業地域と東部の焼畑農業地域に区分し、これらを両極として、中間に漸移帯を設けると、それぞれの Isojako に対する対応の仕方が正確に理解できる。南部と北部を同様に対比することが可能である。ただし、既に述べ

てきたように、西南端を扇要として広がる地域類型は単に定着農業か移動農業かという概念のみで捉えることはできない。

### 7. おわりに—Uusjako へ—

Jacob Faggot によって、18世紀半ばのスウェーデンに導入された Storskifte はフィンランドにも直ちに波及したが、全体として、ほとんど文化景観に影響するところ少なく、農村の経営合理化という目標は達せられることなく約1世紀を経過した。しかし、従来絶対視されてきた土地の共有に基礎を置く村落共同体の破壊は、私有権の確立によって、確実にその一步を踏み出している。地域的な対応の違いがあり、Isojako の程度、性格は多様であるが、いずれの地域においても農民の意識を変革したのは事実であり、現在まで継続する農業革命が1757年、ボツニア湾岸のライヒアで始まったことはたしかである。

理想論に始まった Isojako はその過程でさまざまな妥協を強いられながらほぼ全国に拡大するわけであるが、自由主義の傾向はこのヨーロッパの片隅にも及んで、Isojako そのものの是正が必要となる。1809年のロシアへの併合以後、フィンランドはスウェーデンとは別の途を歩むことになるが、スウェーデンでの Enskifte (一筆分割)、Lagaskifte (法分割) に呼応して、漸く1848年、新しい法律によって、徹底した耕地整理へ進むことになる。これは Uusjako (新分割) と呼ばれるが、これについては別の機会に考えてみたい。

#### 註

1. Dahl, S. : Vängalag i Skåne. Ymer 1968.
- Campell, Å : Skånska bygder under förra hälften av 1700 talet. Uppsala, 1928 など.
2. Hannerberg, D. : Jordbrukets yttre rationalisering från det medeltida solskiftet till 1947 års jordbruksreform. SGÅ 1950.
3. Sporrang, U. : Jordbruk och landskapsbild. Lund 1970.
4. Helmfriid, S. : The Storskifte, Enskifte and Lagaskifte in Sweden—general features—. Geografiska Annaler 1948.
5. Kokkonen, P. : Land Division and Survey. Fennia 72 がある.
6. Jutikkala, E. : Suomen Talonpojan Historia. Helsinki 1958.
7. Haataja, K. : (a) Maanjaot ja Talojärjestelmä. Helsinki 1949.  
: (b) Jord-och Vattenrätten samt Skogs-och Lantbrukslagstiftningen. Helsinki 1947.
8. Aakjær, R.S. : Land Measurement and Land Valuation in Medieval Denmark. Scandinavian Economic History Review 1960.
9. ibid. 3 pp.18~22.
10. Hannerberg, D. : Svenskt agrarsamhälle under 1200 år. Stockholm 1971. pp. 51~56.
11. ibid. 10 pp 35~44.
12. Göransson, S. : Regular Open-Field Pattern in England and Scandinavian Solskifte. Geogr. Annaler. XLIII • 1-2.
13. Heckscher, E.F. : An Economic History of Sweden. Cambridge 1963. pp150~166.
14. van Bath, S. • 速水融訳 : 西ヨーロッパ農業発達史, 日本評論社 S. 44.
15. Hoskins, W.G. : The Making of the English Landscape. Penguin Books 1970. pp.185~210.
16. ibid. 12. p. 155.
17. Faggot の主張については, Ingers, E. : Bonden i svensk historia. Stockholm 1948 pp280~294

詳しい。

18. 法制定の経過については, *ibid.* 7. (a)pp66~68, 7. (b)pp19~26.
19. *ibid.* 14) p. 204.
20. *ibid.* 13) p. 160.
21. Haushofer, H, 三好・祖田訳 : 近代ドイツ農業史, 未来社 1973. pp51~55.
22. Bloch, M., 河野・飯沼訳 : フランス農村史の基本的性格. 創文社 昭和34. pp272~288.
23. *ibid.* 17. p.480.
24. 大村では, 人民が集合し, 秩序を保てないとする考えが後に明かにされる. *ibid.* 17. p. 478.
25. Helander, A.B., : Suomen Metsätalouden Historia. Helsinki. 1949 p. 46.
26. *ibid.* 25. pp.20~32.
27. *ibid.* 7. (a) p.67.
28. 例えば, 楠井敏朗 : イギリス農業革命史論. 弘文堂 昭和44. p. 50以下.
29. *ibid.* 6. p.247.
30. *ibid.* 7. (a) pp85~91, *ibid.* 6. p. 246.
31. *ibid.* 7. (a) p. 68.
32. *ibid.* 7. (a) p. 71.
33. *ibid.* 7. (a) p. 70.
34. 1848年に1775年の Isojako 法の改正があり, Uusjako として, 耕地整理の徹底をはかった.
35. *ibid.* 4. p. 122.
36. *ibid.* 7. (a) p. 82~85.
37. *ibid.* 7. (a) p. 79.
38. *ibid.* 6. p. 248.
39. *ibid.* 4. p. 121.
40. *ibid.* 6. p. 246.
41. *ibid.* 6. p. 248.
42. *ibid.* 17. p. 295.
43. *ibid.* 6. p. 252~259.
44. *ibid.* 6. p. 249.
45. *ibid.* 6. p. 250.
46. *ibid.* 6. p. 249.
47. *ibid.* 10. p. 35~44.
48. Voionmaa, V. : Suomen maatalouden kehityskuudet, Suomen maatalous I. Porvoo 1922.
49. Kuusi, S. Isonjaon Alkuvaiheet Pohjanmaalla. Helsinki 1914 pp. 86~89.
50. *ibid.* 6. p. 251.
51. Aario, L. : Suomen Maantiede. Helsinki 1966 pp. 128~149.
52. Fogelberg, P. : Regionale Differenzierung in der finnischen Landwirtschaft. Fennia 92.
53. *ibid.* 6. p. 249.
54. *ibid.* 6. p. 252.
55. *ibid.* 7. (a) p. 76.
56. Suomen Kartasto. Helsinki 1960 18-⑥ Maaajat.
57. (a) Kivikoski, E., : Finland.  
(b) *ibid.* 51.  
(c) Jaakkola, J. 編 : Suomen Historia. Porvoo 1963 などに詳しい.
58. *ibid.* 17. pp. 24~37.
59. *ibid.* 6. pp. 138~161.
60. Soininen, A. M. : Burn-beating as the Technical Basis of Colonization in Finland in the 16th

and the 17th Centuries. *Scandinavian Economic History Review*. vii-2.

61. Voionmaa, V. : Suomen talousmaantieto I-II. Porvoo. pp.181~185. 発行年不詳

### Summary

Agrarrevolution in Finland started in the middle of 18th century when she was under the rule of neighbouring Sweden. The legal basis for this movement was on the Storskiftetsstadgan issued in 1749 at Stockholm. The viewpoints of this problem are so varied that the Finnish term Isojako corresponding to Swedish Storskifte has been translated as agrarrevolution, great land division, enclosure, reallotment and so on.

The idea of Storskifte=Isojako was first presented by Jacob Faggot, Director of Royal Land Survey Office, through his pamphlet titled "Svenska lantsbrukets hinder och hjälp" in 1746 in which he accused traditional field system based upon over-splitting strips and consequent dispersed land ownership and field compulsion compelled by village community.

Faggot's idea might have been affected by the success of English parliamentary enclosure and too radical for the conservative farmers to accept at once. But down to 1775, the law was modified several times and regional characteristics were respected that this became acceptable for farmers in Finland as well as in Sweden. At the final stage of its modification the law claimed only the redistribution of arable land to reduce the number of strips belonging to each farm less than four. The new tax system carried out by the Crown was expected to accompany reorganization of field system but this moderate and acceptable legislation realized nothing in fact but reduction of number of strips to some extent e. g. from 100 to 25. Though there were no countable change in rural landscape and the rural community remained as before, the Storskifte=Isojako has innegligible meanings for the society in this region as the starting point of great reformation because the absolute common land ownership lost its basis and private land ownership won its strong foothold legally.

In Finland the conditions to reform the land ownership were different from region to region. In south-western provinces, Uusimaa, Varsinais-Suomi, Häme and Etelä-Pohjanmaa, the coastal regions were colonized and reclaimed by Swedes at early stage and there developed big villages with open field system. There was left no frontier and each village territory was divided by settled border. Common forest which had been dominant there was gradually staked out by cleared arable parcels privately owned by individual community members.

In contrast with this, Eastern Finland was frontier itself. The capable arable lands by the innumerable lakes and on the independent hilltops were covered by vast forest. No idea of land ownership had been established there and only the concepts of right to utilize the forest ruled this area. Burn-beating was the only farming method in eastern Finland and people lived in temporal and isolated house not to settle down in big villages. When the population increased, it was absorbed in the virgin forest.

To compare with other countries, e. g. England, Germany and France, the preceding conditions of reformation in Sweden and Finland were prepared no less in the common forest than on the arable. Before the law in 1749, there had been no movement of arable land consolidation in Finland as well as in Sweden but in Etelä-Pohjanmaa, e. g., the advance of land clearance had begun the partition of common forest under the leadership of farmers. In this sense the Isojako was accepted willingly by the farmers so far as it was the problem of forest land. As for the consolidation of open field and dispersion of farms they resisted against the authority with some exceptions as in Laihia in Etelä-Pohjanmaa.

In Savo, the central lake district, the burn-beating farming was gradually changing to settled arable farming and the farmers were developing small hamlets separated each other by water. This situation favoured Isojako to be carried out there. As a matter of fact, it was almost unnecessary because the situation there had not been far away from what the Isojako aimed.

In Karjala, the eastern-most and wildest part, the farmers were dependent upon the burn-beating of self-sufficiency and even the staking out of the forest did not match their traditional economic system.

In the context of West-European economic sphere and its enlargement, South-western Finland was involved in it earlier than Inland and Eastern Finland, and it had started to play a roll, though moderate, as peripheral supplier of grain for West-European market. The burn-beating area had been outside of this developing economic organization.

To conclude, Isojako was carried out to various extent in regions according to respective agricultural systems dominant, settlement pattern, land ownership and the relation to modern economic sphere. And though some parts of North-and Eastern-Finland were left untouched and vast forest were included in national forest in contrast with the private of the rest of the country, Isojako is considered as the first stepstone followed by successive reformation, Uusjako.